

袋井市都市計画審議会

会議録

(情報公開用)

開催日 平成28年2月19日(金)

場 所 袋井市役所 5階 第1委員会室

袋井市都市計画審議会会議録

- 1 開催日時 平成28年2月19日（金）
午前9時30分から正午まで
- 2 開催場所 袋井市役所5階 第1委員会室
- 3 出席者 都市計画審議会委員（13名中13名）及び事務局（5名）

※ 袋井市都市計画審議会条例第7条第2項に基づき、委員の半数以上が出席していることから、定足数を満たしています。

4 案 件

（1）審議事項

- 第1号議案 中遠広域都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更
<静岡県決定>について（諮問） →**原案のとおり了とする答申**
- 第2号議案 中遠広域都市計画 道路の変更<静岡県決定>について（諮問）
（（都）小笠山公園通り線・（都）諸井山の手線の変更）
→**原案のとおり了とする答申**
- 第3号議案 中遠広域都市計画 用途地域の変更<袋井市決定>について（付議）
（（都）諸井山の手線の変更に伴う用途利行き境界線の変更）
→**原案のとおり議決**
- 第4号議案 中遠広域都市計画 道路の変更<袋井市決定>について（付議）
（（都）袋井駅南北連絡線の変更） →**原案のとおり議決**

（2）報告事項

- 第1号報告 袋井市防災都市づくり計画（都市防災基本計画）の策定について
第2号報告 袋井市都市計画マスタープランの策定について

（3）その他

平成28年度袋井市都市計画審議会の開催予定について

会 議 録

1 開会

2 市民憲章唱和

3 市長あいさつ

4 会長あいさつ

5 審議事項

(議事録署名人に梨本和則氏を指名した。)

第1号議案 中遠広域都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更 <静岡県決定>について (諮問)

○議長

それでは、これより審議事項に入ります。袋井市から付議された事項について審議いたします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

(説明)

- ・ 都市計画法第6条の2に基づく法定計画で静岡県が都市計画決定を行う。
- ・ 本計画は、広域的な視点から都市の将来像を定め、土地利用のあり方や都市施設の整備などの方針を定めるものである。

○議長

ただいま、第1号議案について事務局から説明がありました。ご意見がありましたらお願いいたします。

○●● 委員

都市拠点の周りに地域拠点が集まる仕組みや考え方について教えてください。以前袋井駅南の新市街地については、商業地域が予定されていたと思いますが、新しく変わったことについて教えてください。また、18ページの(3)を市街地に限定した考え方について教えてください。

○事務局

都市拠点、地域拠点の考え方ですが、都市計画法等の変更により策定基準から袋井市内においては、袋井駅周辺を都市拠点、上山梨地区、愛野駅周辺地区、浅羽支所周辺地区を地域拠点に位置づけております。新市街地は、今回、田端土地区画整理事業の組合の設立、水田部分については民間による商業地の誘致で方針が具体化したので、田端地区の集落をイメージしまして袋井駅南の新市街地として記載しました。市街地の土地利用の方針のタイトル変更については、区域マスタープランの策定指針が変更になったためですが、県計画も含めて袋井市全体が都市計画区域内であるため、太田川や遠州灘も表記してあります。言葉と内容がわかりづらい部分がありますがご理解をお願いします。

○●● 委員

24ページの下水道に関する記載について、合併処理浄化槽の導入の推進についてがなくなってしまったが、載せた方が良くないのでしょうか。

○事務局

区域マスタープランを策定する指針の中で、県の生活排水処理計画に基づいて表記をすることとなっているため、この様に表記してあります。考え方としては合併処理浄化槽の推進の基本的な方針については変わりはありません。

○●● 委員

都市拠点と地域拠点の具体的な違いについて教えてください。

○事務局

区域マスタープランの策定指針の中で行政の一番主な拠点を都市拠点と位置づけることとなっているため、袋井市では袋井駅を中心とした中心核を都市拠点としております。他の3つを副次核として地域拠点と位置づけました。都市計画の制度上このように表記しているため、従来とは変わりありません。

○●● 委員

下水道の10年後の処理人口に対する整備率を見ると、袋井市は56%と少なく感じます。もう少し何とかならないでしょうか。

○事務局

数値目標については、生活排水処理計画に基づいて算出しているところでございます。区域マスタープラン上では、こちらに表記されてるところを目標として掲げております。

○●● 委員

下水道の整備について、私が住んでいる平宇は10年後でもかからないと思う。あとのくらいかかるのか。

○事務局

下水道整備計画に基づいて、下水道は流末処理場を通して河川に流しております。田原地区に流末処理場がありますので、これを起点に徐々に広がっており、整備計画の中で計画的に行われております。

○議長

現在の下水道の整備率はどのくらいですか。

○事務局

市全体の事業計画区域は1,055haでございます。そのうち整備面積は平成26年度末で810haの整備が終わっており、約77%の整備率になっております。しかし、事業認可をとらない下水道の全体計画は2,615haであり、面積的にはまだまだであるため計画的に事業計画を拡大し、整備を促進していきたいと考えております。

○議長

割合としてはどのくらいになるのでしょうか。

○事務局

全体計画区域の2,615haに対して32%の状況でございます。

○●● 委員

平成32年には袋井市の人口がどのくらい減少しているのでしょうか。また、その予測で計画をたてているのでしょうか。

○事務局

平成22年度で10万2,000人強、平成32年度でも10万1,000人で計画をたてております。

○議長

その他、ご意見やご質問はございますか。

無いようですので、「第1号議案 中遠広域都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更」について、決を取りたいと思います。本案のように「了」とすることにご異議がなければ挙手をお願いいたします。

出席委員全員の挙手をいただきましたので、過半数であり、袋井市都市計画審議会条例第7条第3号に基づき、第1号議案については本案のとおり「了」とする答申をさせていただきます。

第2号議案 中遠広域都市計画 道路の変更<静岡県決定>について（諮問）

（（都）小笠山通り線・（都）諸井山の手線の変更）

○議長

次に、「第2号議案 中遠広域都市計画 道路の変更<静岡県決定>について」、審議いたします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

(説明)

- ・ 小笠山公園通り線は、豊沢工業団地の開発により道路の法面を含む丘陵地を切削し、その土砂を沿岸部における防潮堤整備に活用することにより、法面部が存在しなくなることから都市計画の区域を縮小する。
- ・ 諸井山の手線は、当該路線沿線の農地の保全を図ることから、道路線形を北側へ変更する。

○議長

ただいま、第2号議案について事務局から説明がありました。ご意見がありましたらお願いいたします。

○●● 委員

小笠山公園通り線の下り法面は都市計画決定区域に入れないのですか。

○事務局

下り法面は道路区域から除外しており、今回の都市計画区域は道路区域と揃えさせていただきますので、下り法面についても都市計画決定区域から除外します。

○議長

その他、ご意見やご質問はございますか。

無いようですので、「第2号議案 中遠広域都市計画 道路の変更」について、決を取りたいと思います。本案のように「了」とすることにご異議がなければ挙手をお願いいたします。

出席委員全員の挙手をいただきましたので、過半数であり、袋井市都市計画審議会条例第7条第3号に基づき、議第2号については本案のとおり「了」とする答申をさ

せていただきます。

第3号議案 中遠広域都市計画 用途地域の変更<袋井市決定>について（付議）
（（都）諸井山の手線の変更に伴う用途地域境界線の変更）

○議長

次に、「第3号議案 中遠広域都市計画 用途地域の変更<袋井市決定>について」、審議いたします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

（説明）

- ・ 用途地域の境界線となっている諸井山の手線が変更されることに伴い、用途地域の境界線も併せて変更する。

○議長

ただいま、第3号議案について事務局から説明がありました。ご意見がありましたらお願いいたします。

無いようですので、「第3号議案 中遠広域都市計画 用途地域の変更」について、決を取りたいと思います。本案のように「了」とすることにご異議がなければ挙手をお願いいたします。

出席委員全員の挙手をいただきましたので、過半数であり、袋井市都市計画審議会条例第7条第3号に基づき、第3号議案については本案のとおり「了」とする答申をさせていただきます。

第4号議案 中遠広域都市計画 道路の変更<袋井市決定>について（付議）
（（都）袋井駅南北連絡線の変更）

○議長

次に、「第4号議案 中遠広域都市計画 道路の変更<袋井市決定>について」、審議いたします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

(説明)

- ・ 袋井駅南北連絡線において、鉄道利用者の利便性の向上を図るため、道路北側区域を一部変更する。

○議長

ただいま、第4号議案について事務局から説明がありました。ご意見がありましたらお願いいたします。

無いようですので、「第4号議案 中遠広域都市計画 道路の変更」について、決を取りたいと思います。本案のように「了」とすることにご異議がなければ挙手をお願いいたします。

出席委員全員の挙手をいただきましたので、過半数であり、袋井市都市計画審議会条例第7条第3号に基づき、第4号議案については本案のとおり「了」とする答申をさせていただきます。

6 報告事項

第1号報告 袋井市防災都市計画（都市防災基本計画）の策定について

○議長

次に、「第1号報告 袋井市防災都市づくり計画（都市防災基本計画）の策定について」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局

(説明)

- ・ 本年度に策定を行っている、袋井市防災都市づくり計画について、今後、新委員の皆様から意見を伺うため、概要と今後のスケジュールなどについて報告を行う。

○事務局

資料8 ページの今後の策定スケジュールの中で、現在素案を検討中で平成28年度に報告となりますので、修正をお願いします。

○議長

ただいま、第1号報告について事務局から説明がありました。ご意見がありましたらお願いいたします。

○●● 委員

上山梨地区は危険度5が多いですが、個別には承知しているのでしょうか。本計画は文章として策定するのか。危険度が安堵を改良するのとは別と思いますが、老朽建築物などを改善することが一番だと考えますが、そこまで入っているのでしょうか。

○事務局

防災都市づくり計画は、個別具体的な改善プログラムまでは示すことができませんので、災害危険度判定調査結果や静岡県第4次地震被害想定などの分析を行って、基本的な方向性を主に示したいと思います。その後、それに基づいてどのように進めていくか、そこに住まわれている方のご意見を伺わないとどのような対策が望ましいのかまで到達できませんので、それについては、この計画が策定された後に具体的に入っていきたいと思います。この計画と地域防災計画やアクションプランとの違いが非常にわかりづらいと思いますが、本計画は都市計画に付随するため、第1号議案で説明させていただいた、県の計画の区域マスタープラン、その下にある次の報告事項の都市計画マスタープランなどの都市計画法の上位計画に位置づけていかないと実現性に乏しいです。都市計画としてどういう方向性が良いのかということでもありますので、長期的には都市計画マスタープランなどへも必要であれば載せてく計画でございます。

○●● 委員

災害危険度判定調査は市で調査したのでしょうか。

また、上山梨地区は特に危険度が高く、地域の独自の調査でも同様の危険があると

認識しています。今後、地域との話し合いを充分に行っていただきたいと思います。

○事務局

平成24～26年度にかけて袋井市が主体となって調査したものです。策定後は地域に入り、十分な意見交換を行っていきたいと考えます。

○議長

用途指定していない地域の進め方について教えてください。

○事務局

災害危険度判定調査は、用途地域内や宅地造成地域を先行的に調査しております。それ以外の地域についても今後、市全体の都市防災の観点で必要性が高いところは検討させていただきたいと考えております。

○事務局

災害危険度判定調査を行っていない用途地域外は、第4次被害想定で東南海の地震によって、地震による建物倒壊、火災、津波などのシミュレーションが行われており、一定限度の分析が可能ですので、そちらを根拠として必要な対策を検討していきたいと考えております。

○議長

総合評価は、評価1と評価2を足して割っているのですか。第4次被害想定では消防活動困難性、道路関係は考慮されていますか。

○事務局

道路閉塞は被害想定で出されていると思います。被害想定と災害危険度判定調査の結果は、概ね一致している認識でおります。

○●● 委員

高齢化や人口減少は防災に対してどのように考慮されていますか。

○事務局

このことについては、素案を策定している中で少しまとまっていない現状で、来年度の都市計画審議会で説明させていただきたいと思います。高齢化が進行しますと、被害深刻になったり逃げ遅れなどの不安材料として想像しております。また、人口減少していくと、建築物の老朽化が進行し、いずれは空き家になっていきます。揺れによって建物倒壊が起これば道路閉塞につながりますが、建物がなければ道路閉塞がつながらなくなります。更に、空地を創出することで避難場所や消防活動に寄与することが考えられます。そういった視点で人口動態等の考え方は入れさせていただきたいと考えており、空き家対策や住宅施策の計画については、都市計画課建築住宅係で着手し始めておりますので、総合的に考えながら防災都市づくり計画の中で反映していきたいと考えております。

○議長

ただいま、第1号報告について事務局から説明がありました。ご意見がありましたらお願いいたします。

無いようですので、第1号報告については以上といたします。

次に、「第2号報告 袋井市都市計画マスタープランの策定について」、事務局から説明をお願いいたします。

第2号報告 袋井市都市計画マスタープランの策定について

○事務局

(説明)

- ・ 本年度から見直しを行っている、袋井市都市計画マスタープランについて、今後、新委員の皆様から意見を伺うため、概要と今後のスケジュールなどについて報告を行う。

○議長

ただいま、第2号報告について事務局から説明がありました。ご意見がありましたらお願いいたします。

○●● 委員

地域別構想で第1号議案では都市拠点、地域拠点と記載されており、第1号議案は森町が入るので5つ地域に分かれています。その場合、袋井市の都市計画マスタープランでは森町の1拠点が抜けて4つの地域別構想になると判断してよろしいでしょうか。

○事務局

現在、都市計画マスタープランや国土利用計画におきまして、市内を北から順番に5つの地域に分けて地域別構想を定めております。引き続き新しい都市計画マスタープランにおいても、5つの地域に分けての構想を示していきたいと考えております。

○●● 委員

そうしますと、第1号議案の部分と少し整合性がはかられないのではないのでしょうか。

○事務局

都市計画マスタープランは市全体のそれぞれのまちづくりの基本理念、基本方針、将来都市構造、土地利用の方針などを定めております。今回の区域マスタープランで定める基本理念、基本方針、将来都市構造、土地利用の方針などの整合がはかられておりますので、その点で市の構想と整合が図られているということでご理解をいただきたいと思えます。

○●● 委員

なぜ地域別構想が5つになるのか教えてください。

○事務局

都市計画運用指針という都市計画を定める国の指針がありまして、市単位で策定する都市計画マスタープランは、市全域のまちづくりの考え方を定めるとともに、地域ごとのまちづくりを定めると謳っています。この指針にならって、全体構想と地域別構想に分けているとご理解をお願いします。

○事務局

第1号議案で袋井駅前に1つ都市拠点、上山梨、愛野駅周辺、浅羽支所周辺に3つの地域拠点を置くことを説明しており、現在の都市計画マスタープランにおいても4つの拠点を設けて連携していくと記載しておりますので、今回の策定についてもこのような考え方をベースにしてすすめていくことから、基本的には区域マスタープランと市の都市計画マスタープランは大きな意味では整合が図られるものと認識しております。都市計画法の中でも、区域マスタープランに即して都市計画マスタープランを策定しなければならないと位置付けがありますので、その整合をはかってまいります。現計画で地域別構想は市内を5地域に分けており、具体的には北部地域、中央北地域、中央地域、中央南部地域、南部地域です。北部地域については三川、今井、山名地区、中央北地域は袋井北、袋井東、袋井西、中央地域は袋井南、高南、中央南部地域は笠原、浅羽北、浅羽西、南部地域は浅羽東、浅羽南としております。大きな拠点ということで4つを示させていただいておりますので、その考えに基づいてそれぞれの地域について地域ごとに方針を目指し、どのような都市計画を進めていけばいいのかというところを地域の皆さんの意見を聞きながら、全体の都市構造などの整合を図った上で決めていきますので、基本的な考え方の整合は図られるよう策定していきたいと考えております。

○議長

ご意見がありましたらお願いいたします。

無いようですので、第2号報告については以上といたします。

7 その他

平成28年度袋井市都市計画審議会の開催予定について

○議長

次に、「その他 平成28年度袋井市都市計画審議会の開催予定について」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局

(説明)

○議長

ご意見がありましたらお願いいたします。

無いようですので、本日の審議は全て終了とさせていただきます。

以上のとおり、審議がなされ、都市計画審議会は閉会した。

会議録署名人

_____ 印

_____ 印